

改正建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度が令和6年4月度に施行予定であることを踏まえ、施行に先立ち、既存住宅・建築物の販売・賃貸の際の広告等への省エネ性能表示を行う先行的な取組に対する支援を行う。

## ■事業の要件

300㎡以上※の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

- 「省エネ性能の診断」については、省エネ性能の評価に必要な現況調査(現況図面等の作成を含む)、設計一次エネルギー消費量やBEIの計算等とする。
- 「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証(BELS)を取得のうえ、  
・ラベルを販売・賃貸時の広告に掲載すること。  
・販売・賃貸に供しない場合など広告を行わない場合は、事業者のホームページに掲載すること。

※住宅については複数戸を合算し、1プロジェクトとして提案することも可能

## ■補助率 1/3

## ■補助限度額

(非住宅)100万円/棟  
(共同住宅)100万円/棟 又は 5万円/戸 のいずれか小さい方  
(戸建住宅)5万円/戸

## ■補助対象となる費用

- ①既存住宅・建築物の省エネ性能評価のために実施する現況調査(現況図面等の作成を含む)に要する費用
- ②設計一次エネルギー消費量、BEI等の診断に要する費用
- ③基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ④表示に要する費用(広告表示に要する費用を含む)

## ■表示のイメージ



※建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン(案)より

## ■参考情報

社会資本整備審議会建築分科会  
第24回建築環境部会

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house04\\_sg\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house04_sg_000125.html)

資料4-1 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度について

資料4-2 告示案

資料4-3 ガイドライン案